

地域応援資金の申込期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の商工業者に対し資金を貸付しており、当資金の申込期限を6月末から令和3年9月1日(水)まで延長します。なお、標茶町が利子の補給及び保証料を補助します。

【対象者】

令和2年2月以降、最近1ヵ月の売上高が前年(または前々年)の同月比で5%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月を含む3ヵ月の売上高が前年(または前々年)同期間比で5%以上減少することが見込まれる者

【貸付内容】

- ①融資金額 500万円以内
- ②融資期間 7年以内(うち据置2年)
- ③**申込期限 令和3年9月1日(水)まで**
- ④融資利率 2.3%以内(約定分のみ町が利子補給)
- ⑤信用保証 北海道信用保証協会の保証付き
(償還期間内に償還を完了した場合、町が保証料を全額補助)



【申込先・取扱金融機関】

㈱北洋銀行標茶支店、大地みらい信用金庫標茶支店

『セーフティネット保証』に係る利子補給・保証料補助制度の申込期限を延長します

新型コロナウイルス感染症の影響により、セーフティネット保証4号及び、5号の認定を令和3年9月1日(水)までに受け、その後融資を実行した町内の商工業者に対し利子補給及び保証料補助を行います。

融資の申し込みについては、取引先の金融機関にご相談ください。

「地域応援資金」並びに「セーフティネット保証に係る利子補給・保証料補助制度」の利用について、ご相談・お申し込みはお早めをお願い致します。

【各種制度のお問い合わせ先】役場観光商工課商工労働係

☎015-485-2111(内線251)